

令和 6 年度監査年間計画

1 実施方針

本年度の監査等の実施に当たっては、合規性、正確性に加えて、経済性、効率性及び有効性の視点を踏まえて実施する。

また、監査事務の効率的な実施に向けて、監査対象に係るリスクを考慮して重点事項を定め、各種監査相互に連携、調整を図るなど計画的な監査等を実施する。

さらに、監査の結果に対して講じられた措置の状況を適切に把握し、監査の実効性を確保する。

2 監査等の種類、対象等

(1) 定期監査

ア 財務監査

令和 5 年度及び 6 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、必要に応じて他の年度の執行分も対象に加え、書類審査、現地調査等により実施する。

なお、監査の対象局はおおむね 3 年間で一巡することとし、本年度の監査の対象局、実施時期等は、別紙令和 6 年度監査計画表（以下「監査計画表」という。）のとおりとする。

イ 工事監査

令和 4 年度及び 5 年度に完了した工事及び設計等業務委託を監査の範囲とし、書類審査、現地調査等により実施する。

なお、監査の対象局は 2 年間で一巡することとし、本年度の監査の対象局、実施時期等は、監査計画表のとおりとする。

(2) 行政監査

事務事業の適正な執行確保のため、定期監査及び包括外部監査の実施状況等を踏まえ、行政運営上の課題等について、監査を実施する。

(3) 財政援助団体等監査

主に令和 5 年度の出納その他の事務の執行を対象とし、財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」

という。）、公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）の当該財政的援助等に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に執行されているか、市の指導監督が適切に行われているかについて、書類審査、現地調査等により実施する。

なお、対象団体の選定については、次のとおりとし、本年度の対象団体、実施時期等は、監査計画表のとおりとする。

ア 財政援助団体

市の財政的援助の程度等を勘案し抽出して実施する。

イ 出資団体

出資率等を勘案しておおむね5年間で対象団体を一巡するよう実施する。

ウ 指定管理者

原則として指定期間中に1回実施することとし、施設の目的の類似性等を踏まえて対象施設を抽出して実施する。

(4) 決算審査

ア 一般会計及び特別会計

決算書類の計数を検証するとともに、総計及び各会計の決算状況、財産の状況並びに財政指標等の状況について審査する。

イ 公営企業会計

決算書類の計数を検証するとともに、業務実績、予算執行状況、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況について審査する。

(5) 例月出納検査

現金の出納について、証書類に基づき、毎月の計数を確認するとともに、資金収支の動態を把握するほか、保管現金を検査する。検査の結果については、3か月分をまとめて市議会及び市長に報告する。

(6) 基金運用審査

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

(7) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

(8) 内部統制評価報告書審査

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査する。

(9) 住民監査請求監査

住民から請求が出された場合は、速やかに要件審査を行い、受理した事案は法定期間内に意見陳述等監査を行い、その結果を公表する。

(10) その他の監査

隨時監査等については、その都度協議して実施する。

令和6年度監査計画表

